

# 上奈良向河原地区まちづくり計画

上奈良向河原地区まちづくり協議会

名 称	上奈良向河原地区まちづくり計画	
位 置	熊谷市上奈良字上向河原、下向河原、及び中奈良字向河原の各一部	
区 域	計画図表示のとおり	
面 積	約 11.2ha	
ま ち づ く り の 目 標	<p>古くは、荒川が流れていたとされるこの地域の地盤は、砂利層が近く、薄い表土は瘦地で、かつては人家も少なく雑木林と畠が混在していましたが、昭和40年代の高度成長期に急速に都市化が進みました。その後、市街化調整区域の指定となってから住宅建築は終息し、介在する農地等は、狭隘、不整形であることから、耕作には不便をしていました。</p> <p>一方、地域的には、東に国道407号線、北には県道葛和田・新堀線が走り、籠原駅には車で10分の地の利があり、市立奈良中学校も至近距離にあるので田園住宅の推進を図るべく、本地区のまちづくりについて、以下の目標を定めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)田園地区として、緑の環境と調和したまちづくりの推進。</li> <li>(2)閑静で安全・安心なまちづくりのための質の高い低層住宅の誘導。</li> <li>(3)新規居住者を積極的に受け入れ、コミュニティの活性化と、世代間交流を図り、地域の連帯と協働によるあかるいまちづくりを推進する。</li> <li>(4)教育環境との融合により地域の活性化を推進する。</li> </ul>	
ま ち づ く り 方 針	土地利用の方針	地区全体は、低層低密の住宅地を基本として利用する。 建築新設の場合の区画は300m <sup>2</sup> 以上とする。
	道路の整備の方針	開発による道路は行き止まりとしないなど、利用しやすく、安全で快適な道路網となるよう整備する。
	建築物等の整備の方針	周辺環境との調和を図るために、建築物の高さの制限、建築物の意匠の制限、垣又は柵の構造の制限、その他周辺環境に配慮すべき事項について定める。
ま ち づ く り 計 画	建築物の高さの制限	建築物の高さは10m以下とする。
	建築物の意匠の制限	建築物の形態、色彩、材料等は、本地区及び周辺地区の田園環境、教育環境及び景観等に配慮した、落ち着いたものとする。
	垣又は柵の構造の制限	敷地内に設置する垣や柵については、田園環境や景観に配慮して、閉鎖的にならないよう、生け垣等周辺環境との調和に配慮したものとする。
	周辺環境への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)敷地内における駐車スペースを確保する。</li> <li>(2)敷地内緑化を推進する。</li> <li>(3)盛り土の高さは周辺道路から50cm以下とする。</li> <li>(4)看板や広告物等は周辺環境への調和を配慮する。</li> <li>(5)農地と居住環境との調和に配慮する。</li> </ul>

## 上奈良向河原地区まちづくり計画認定区域図

